



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 (金)
号外第 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (36) (空港港湾課) 3
	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則 (37) (技術企画課) 7

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取港海友館を廃止するため、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例が改正されることに伴い、関係する規則について所要の改正等を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立鳥取港海友館管理規則は、廃止する。
- (2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行う。
 - ア とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則
 - イ 鳥取県建設工事執行規則
 - ウ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正され、土地の買取り希望の申出をすることができる土地の面積の規模について、市の区域については市が規則で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 土地の買取り希望の申出をすることができる土地の面積の規模を100平方メートル以上とする区域を町村の区域内の都市計画区域に限る。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

規 則

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の廃止)

第 1 条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則（平成 7 年鳥取県規則第18号）は、廃止する。

(とっとり県民の日条例第 4 条の使用料等を定める規則の一部改正)

第 2 条 とっとり県民の日条例第 4 条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第 4 条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成 9 年鳥取県条例第 1 号）<u>第10条第 1 項</u>の規定に基づく<u>利用料金</u>のうち、<u>施設の利用に係るもの</u>（専用利用の場合にあっては、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事（以下「ふさわしい行事」という。）を行うときに限る。）</p> <p>(2) 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第 31号）<u>第14条第 1 項</u>の規定に基づく使用料のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係る<u>もの</u>（ふさわしい行事を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例<u>第 8 条第 1 項</u>の規定に基づく<u>利用料金</u>のうち、次に掲げる<u>施設の利用に係るもの</u></p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く。）、野球場、球技場、補助競技場、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルームを除く。）、東郷</p>	<p>とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第 4 条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成 9 年鳥取県条例第 1 号）<u>第 7 条</u>の規定に基づく<u>使用料</u>のうち、<u>施設使用料</u>（専用利用の場合にあっては、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事（以下「ふさわしい行事」という。）を行うときに限る。）</p> <p>(2) 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第 31号）<u>第 8 条第 1 項</u>の規定に基づく使用料のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係る<u>使用料</u>（ふさわしい行事を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例<u>第 8 条第 2 項</u>の規定に基づく<u>使用料</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く。）、野球場、球技場、補助競技場、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルームを除く。）、東郷</p>

湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）及び屋根のある多目的広場（専用利用の場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

イ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育館のトレーニングルーム並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターのトレーニングルーム

ウ 鳥取県立布勢総合運動公園のテニス場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート（多数のコートを貸し切る場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

(4) 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第1項の規定に基づく会議室の利用料金（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

(5) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第10条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

ア及びイ 略

(6) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第1項の規定に基づく利用料金のうち、次に掲げる施設の利用に係るもの

ア 鳥取県立武道館（専用利用の場合にあつて

湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）及び屋根のある多目的広場の使用料（専用利用の場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

イ 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のトレーニングルーム及び鳥取県民体育館のトレーニングルーム並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの使用料

ウ 鳥取県立布勢総合運動公園のテニス場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコートの使用料（多数のコートを貸し切る場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

(4) 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第5条の規定に基づく鳥取県立鳥取港海友館の使用料

(5) 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第7条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

ア マリンプラザ21の使用料

イ 会議室の使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

(6) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第4条の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの

ア及びイ 略

(7) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第4条第1項の規定に基づく鳥取県立武道館の使用料のうち、施設使用料（専用利用の場合にあつては、ふさわしい行事を行うときに限る。）

(8) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づく鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの使用料のうち、次に掲げるもの

ア プール及び鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホールの使用料

イ 鳥取県営鳥取屋内プールの研修室の使用料（ふさわしい行事を行う場合に限る。）

<p>は、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p> <p>イ <u>鳥取県営鳥取屋内プール（研修室を除く。）</u> 及び<u>鳥取県営米子屋内プール</u></p> <p>ウ <u>鳥取県営鳥取屋内プールの研修室（ふさわしい行事を行う場合に限る。）</u></p> <p>(7) <u>鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条の規定に基づく利用料金</u>のうち、<u>施設の利用に係るもの</u>（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p>	<p>(9) <u>鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第4条の規定に基づく使用料</u>のうち、<u>施設使用料</u>（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。)</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第3条 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた同規則第2条第16号に規定する部長、同条第17号に規定する局長、同条第18号に規定する課長又は同条第11号に規定する地方機関の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(契約の相手方の資格)</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設定)</p> <p>第4条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた<u>同規則第2条第16号に規定する部長、同条第17号に規定する局長、同条第18号に規定する課長又は同条第11号に規定する地方機関の長。</u>以下同じ。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約（第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。）の入札者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、建設工事の種別（別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別（別表第2に定める業務をいう。）ごとに定めるものとする。</p>	<p>(設定)</p> <p>第4条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた<u>鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。</u>以下同じ。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約（第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。）の入札者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、建設工事の種別（別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別（別表第2に定める業務をいう。）ごとに定めるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則（平成10年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規則で定める規模は、 <u>町村の区域内の</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、 <u>100平方メートル</u> とする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り <u>100平方メートル</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。